

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令和 2 年 1 2 月 1 4 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第3号）

令和2年12月14日

開 議	午前9時30分	
日程第1	諸般の報告	
日程第2	議案第 84号	岩出市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について
日程第3	議案第 85号	岩出市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第4	議案第 86号	市税以外の諸収入金に対する督促手数料及び延滞金条例の一部改正について
日程第5	議案第 87号	岩出市体育館設置及び管理条例の一部改正について
日程第6	議案第 88号	岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正について
日程第7	議案第 89号	岩出市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第8	議案第 90号	岩出市介護保険条例の一部改正について
日程第9	議案第 91号	市営土地改良事業分担金条例の一部改正について
日程第10	議案第 92号	岩出都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
日程第11	議案第 93号	岩出市道路占用料徴収条例の一部改正について
日程第12	議案第 94号	岩出市河川占用料徴収条例の一部改正について
日程第13	議案第 95号	令和2年度岩出市一般会計補正予算（第6号）
日程第14	議案第 96号	令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第15	議案第 97号	令和2年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第16	議案第 98号	令和2年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第17	議案第 99号	令和2年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第18	議案第 100号	令和2年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第19	議案第 101号	市道路線の認定について
日程第20	議案第 102号	ねごろ歴史の丘（ねごろ歴史資料館、ねごろ歴史の丘物販・情報施設、旧和歌山県議会議事堂、根来寺遺跡展示施設）の指定管理者の指定について
日程第21	請願第 1号	「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設」

を求める請願書

- 日程第22 請願第 2号 高齢者等のインフルエンザ予防接種負担の軽減を求める  
請願書
- 日程第23 請願第 3号 新型コロナとインフルエンザの同時流行の対策に関する  
請願書
- 日程第24 発議第 4号 防災・減災、国土強靱化対策と地域経済復興に向けた社  
会資本整備のさらなる推進を求める意見書の提出につ  
いて
- 日程第25 議員定数に関する調査について
- 日程第26 発議第 5号 岩出市議会議員定数条例の一部改正について
- 日程第27 議員派遣について
- 日程第28 委員会の閉会中の継続調査申出について

○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

松下 元議員は、体調不良のため、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議は、諸般の報告、議案第84号から議案第102号までの議案19件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、請願第1号から請願第3号までの請願3件につきましては、厚生文教常任委員会の請願審査報告、報告に対する質疑、討論、採決、発議第4号の議員提出議案につきましては、質疑、討論、採決、議員定数に関する調査の件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、発議第5号、委員会提出議案につきましては、提出者の趣旨説明、質疑、討論、採決、それと議員派遣の件及び委員会の閉会中の継続調査の申出の件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○田畑議長 日程第1 諸般の報告を行います。

議員報酬及び定数に関する調査特別委員会から提出のありました議案は、配付のとおり、発議第5号であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第84号 岩出市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について～

日程第20 議案第102号 ねごろ歴史の丘（ねごろ歴史資料館、ねごろ歴史の丘物販・情報施設、旧和歌山県議会議事堂、根来寺遺跡展示施設）の指定管理者の指定について

○田畑議長 日程第2 議案第84号 岩出市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正の件から日程第20 議案第102号 ねごろ歴史の丘（ねごろ歴史資料館、ねごろ歴史物販・情報施設、旧和歌山県議会議事堂、根来寺遺跡展示施設）の指定管理者の指定の件までの議案19件を一括議題いたします。

ただいま議題となりました議案19件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及

び主な質疑につきまして、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長、梅田哲也議員、演壇でお願いします。

○梅田議員 皆さん、おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

12月4日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第84号 岩出市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正についての外議案10件です。

当委員会は、12月8日火曜日、午前9時30分から開催し、審査について、総務部門終了後、建設部門を実施しました。

議案第84号 岩出市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について、議案第86号 市税以外の諸収入金に対する督促手数料及び延滞金条例の一部改正について、議案第91号 市営土地改良事業分担金条例の一部改正について、議案第92号 岩出都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について、議案第93号 岩出市道路占用料徴収条例の一部改正について、議案第94号 岩出市河川占用料徴収条例の一部改正について、議案第101号 市道路線の認定について、議案第102号 ねごろ歴史の丘（ねごろ歴史資料館、ねごろ歴史の丘物販・情報施設、旧和歌山県議会議事堂、根来寺遺跡展示施設）の指定管理者の指定について、以上8議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第84号、議案第86号、議案第91号、議案第92号、議案第93号、議案第94号及び議案第102号は可決、議案第101号は認定しました。

議案第95号 令和2年度岩出市一般会計補正予算（第6号）所管部分、議案第99号 令和2年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第100号 令和2年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第84号 岩出市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について、議案第86号 市税以外の諸収入金に対する督促手数料及び延滞金条例の一部改正について、議案第91号 市営土地改良事業分担金条例の一部改正について、議案第92号 岩出都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について、議案第93号 岩出市道路占用料徴収条例の一部改正について、及び議案第94号 岩出市河川占用料徴収条例の一部改正について、質疑はあ

りませんでした。

議案第95号 令和2年度岩出市一般会計補正予算（第6号）所管部分では、寄附金について、返礼品等の必要経費を差し引いた実質の歳入増はどれくらいとなるのか。地域公共交通感染症対策事業補助金について、補助対象となる感染症対策の内容は。戸籍附票システム中継サーバー共同利用負担金について、紀の川市との負担割合は。下水道事業会計出資金について、出資する理由は。長期債元金償還金について、繰上償還する市債の詳細は。また、繰上償還することで利子負担はどれくらい減額となるのか。臨時財政対策債の限度額について、減額する理由は。地域公共交通感染症対策事業補助金以外にコロナ対策に関する予算を計上しなかった理由は。について。

議案第99号 令和2年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）では、人事院勧告に伴う人件費の補正について、該当する職員数は。について。

議案第100号 令和2年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）では、人事院勧告に伴う人件費の補正について、該当する職員数は。について。

議案第101号 市道路線の認定について、質疑はありませんでした。

議案第102号 ねごろ歴史の丘（ねごろ歴史資料館、ねごろ歴史の丘物販・情報施設、旧和歌山県議会議事堂、根来寺遺跡展示施設）の指定管理者の指定については、新たに管理することとなった根来寺遺跡展示施設について、現時点で工事が全て終了し、一般に公開されているのか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員長、井神慶久議員、演壇でお願いします。

○井神議員 皆さん、おはようございます。

厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

12月4日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第85号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について外議案8件です。

当委員会は、12月9日水曜日、午前9時30分から開催し、審査について、厚生部門終了後、文教部門を実施しました。

議案第85号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第87号 岩出市体育館設置及び管理条例の一部改正について、議案第88号 岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正について、議案第89号 岩出市後期高齢者医療に関

する条例の一部改正について、議案第90号 岩出市介護保険条例の一部改正について、議案第96号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第97号 令和2年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第98号 令和2年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上8議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第85号、議案第87号、議案第88号、議案第89号、議案第90号、議案第96号、議案第97号及び議案第98号は可決しました。

議案第95号 令和2年度岩出市一般会計補正予算（第6号）所管部分については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第85号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正についてでは、今年度の税率改正との関係は。について

議案第87号 岩出市体育館設置及び管理条例の一部改正についてでは、同じ時間枠の設定の中で金額に違いがある理由は。について。

議案第88号 岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正についてでは、1回当たりの使用時間の上限を2時間としているが、それを超えての使用は可能か。時間枠の設定を廃止して1時間ごとの使用料としたのは、市民からの要望があったことによるものか。について。

議案第89号 岩出市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、及び議案第90号 岩出市介護保険条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第95号 令和2年度岩出市一般会計補正予算（第6号）所管部分では、後期高齢者医療特別会計繰出金について、その内容と増額になった理由は。障害者総合支援給付費における扶助費の増額について、利用者の増などによるものと思われるが、要因をどう考えているのか。児童教育・保育費における返還金について、その内容と返還することとなった理由は。について。

議案第96号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、及び議案第97号 令和2年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんでした。

議案第98号 令和2年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）では、後期高齢者医療広域連合納付金について、増額になった理由は。また、その認識はどうか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、採決を行います。

議案第84号 岩出市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正の件、議案第85号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件、議案第86号 市税以外の諸収入金に対する督促手数料及び延滞金条例の一部改正の件、議案第87号 岩出市体育館設置及び管理条例の一部改正の件、議案第88号 岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正の件、議案第89号 岩出市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件、議案第90号 岩出市介護保険条例の一部改正の件、議案第91号 市営土地改良事業分担金条例の一部改正の件、議案第92号 岩出都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正の件、議案第93号 岩出市道路占用料徴収条例の一部改正の件、議案第94号 岩出市河川占用料徴収条例の一部改正の件、議案第96号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件、議案第97号 令和2年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）の件、議案第98号 令和2年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件、議案第101号 市道路線の認定の件、議案第102号 ねごろ歴史の丘（ねごろ歴史資料館、ねごろ歴史の丘物販・情報施設、旧和歌山県議会議事堂、根来寺遺跡展示施設）の指定管理者の指定の件、以上、議案16件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案16件に対する討論を終結いたします。

議案第84号から議案第94号まで、議案第96号から議案第98号まで、議案第101号及び議案第102号の議案16件を一括して採決いたします。

この議案16件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号から議案第94号まで、議案第96号から議案第98号まで、及び議案第102号の議案15件は、原案のとおり可決、議案第101号は、原案のとおり認定



されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第95号 令和2年度岩出市一般会計補正予算（第6号）の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 一般会計補正予算6号の反対討論を行います。

この補正予算においては、戸籍関係のシステムサーバー負担金や前年度清算に伴う返還金など、必要な部分も見受けられますが、この補正予算を計画していく上で、現在の新型コロナに対して、どう岩出市として対応すべきなのか。市民の命と暮らしを守る視点が問われていると思います。

この点からは、市民の暮らしを支援する施策、感染防止を防ぐための施策においては、公共交通関係のバス事業所への消毒やマスク等に対して51万円の支出は見られますが、市民に対しての支援策は全くありません。

他の自治体では、新型コロナの対策としての追加措置として、新たに現金給付などの支援を行ってきています。岩出市では、この間、新型コロナの第2波に備えるために活用すると、1億5,000万円の予備費対応がされてきています。感染拡大が広がり、岩出市の中にもクラスターが発生してきている現状となってきましたが、予備費の有効活用や財政調整基金を活用した市民への施策がないのが残念でなりません。それどころか、起債に対して、9,500万円もの繰上償還を行おうとしています。この繰上償還で、市としての軽減は224万円というものでした。このような繰上償還にお金を使うのではなく、市民の命や暮らし、生活を支援する施策をはじめ、医療関係者などへの負担軽減策やコロナ支援対策にこそ有効活用すべきではないでしょうか。

これ以外にも人事院勧告に基づく職員給与の減額が含まれています。人事院勧告は、新型コロナ禍で奮闘している公務労働者の労苦に応えず、給与以外の人事管理で長時間労働の是正の点で必要な人員確保にも触れておらず、抜本的な改善策を打ち出さない勧告でした。コロナ感染禍の下、職員意識の低下すら生まれると考えられる給与減額も含まれています。

この補正予算については、新型コロナ対策すら打ち出さない補正予算となっており、岩出市民にとって理解がされない予算であると考えます。

この補正予算6号議案については、以上の理由により反対といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 令和2年度岩出市一般会計補正予算（第6号）について、私は賛成の立場で討論いたします。

この補正予算は、歳入では、事業の採択等による事業財源のほか、寄附金、特別会計繰入金、市債などについて、歳出では、人事院勧告等による人件費のほか、地域公共交通感染症対策事業補助金、戸籍附票システム中継サーバー共同利用負担金、特別会計繰出金、前年度の精算に伴う返還金、障害者総合支援給付費におけるシステム改修委託料及び扶助費、ふるさと岩出市応援寄附金返戻事業委託料、工場設置奨励金、下水道事業会計出資金、小中学校費における通信運搬費など、必要な補正であると考えております。

なお、職員の人件費につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響が生じる中、行われた人事院勧告に沿ったものであり、令和2年11月27日の臨時会において可決された職員の給与に関する条例の一部改正に基づく補正であります。民間支給実績を反映させたものであり、民間と公務員との給与格差を解消することが、均衡の原則にもかなうと考えております。

また、岩出市職員には、崇高な公務員としての使命、責任を持っており、給与が下がるからといって仕事に意欲を失うというような方は1人もいないと私は考えております。

以上述べた理由によりまして、私は本議案について賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

（なし）

○田畑議長 以上で、議案第95号に対する討論を終結いたします。

議案第95号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

議案第99号 令和2年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 この補正予算に反対の討論を行います。

この議案については、人事院勧告に基づく職員給与の減額が主なものとなっています。先ほどの補正予算6号でも触れましたが、今回の人事院勧告では、新型コロナ禍の中で奮闘している公務労働者の労苦に応えず、コロナを経て求められる給料以外の人事管理についても、長時間労働の是正の点でも、超過勤務の上限を強調するだけで、増大する業務量に反して、必要な人員確保に触れていません。非常勤職員の処遇改善においても、抜本的な改善策を打ち出していない勧告となっています。

岩出市においても、コロナ感染の不安を覚えながら、市民の命や暮らしを守るために、現場の第一線で働いている職員の労苦に報いる賃金改善が求められていること。最低賃金と同じく、社会的に大きな影響力を持つ公務員賃金を引き下げることが、社会政策上も許されないことだと考えます。

岩出市では、人口増加が続き、業務量も増大となってきた中、職員の勤務実態においては、年休取得もままならない実態もあり、慢性的な人員不足にコロナ関連業務が負荷されて、一層厳しさを増す職場実態の中で、給与の引下げは職員意識の低下すら生まれると考えます。

補正予算が、このような人事院勧告に関連した議案となっていますので、この議案には反対といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第99号 令和2年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）について、私は賛成の立場で討論をいたします。

この補正予算は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響が生じる中、行われた人事院勧告に沿ったものであり、令和2年11月27日の臨時会において可決された、職員の給与に関する条例の一部改正に基づく人件費の補正であります。民間支給実績を反映させたものであり、民間と公務員との給与格差を解消することが、均衡の原則にもかなうと考えております。

また、先ほども申し上げましたとおり、岩出市職員につきましては、崇高な使命感を持って、仕事を責任を持って果たしていただいております。給与が下がったからといって、仕事を投げ出すような方は一人もいらっしゃいません。

以上によりまして、私は本案について賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(な し)

○田畑議長 以上で、議案第99号に対する討論を終結いたします。

議案第99号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第99号は、原案のとおり可決されました。

議案第100号 令和2年度岩出市下水道事業会計補正予算(第2号)の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 反対の討論を行います。

この補正予算についても、先ほどの上水道と同様の職員給与引下げの中身となっていますので、反対といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第100号 令和2年度岩出市下水道事業会計補正予算(第2号)について、私は賛成の立場で討論いたします。

この補正予算は、新型コロナウイルス感染症感染拡大により影響が生じる中、行われた人事院勧告に沿ったものであり、令和2年11月27日の臨時会において可決された職員の給与に関する条例の一部改正に基づく人件費の補正であります。民間支給実績を反映させたものであり、民間と公務員との給与格差を解消することが均衡の原則にもかなうと考えております。

重ねて申し上げます。岩出市職員につきましては、崇高な公務員としての使命を果たすために、誰一人として給与が下がったからといって、仕事を投げ出すような方は一人もいらっしゃいません。

以上によりまして、私は本案について賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論はありませんか。

(な し)

○田畑議長 以上で、議案第100号に対する討論を終結いたします。

議案第100号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第100号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第21 請願第1号 「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設」を求める請願書～

日程第23 請願第3号 新型コロナとインフルエンザの同時流行の対策に関する請願書

○田畑議長 日程第21 請願第1号 「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設」を求める請願書の件から日程第23 請願第3号 新型コロナとインフルエンザの同時流行の対策に関する請願書の件の請願3件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました請願3件に関し、請願審査報告書が提出されていますので、厚生文教常任委員長から報告を求めます。

厚生文教常任委員長、井神慶久議員、演壇でお願いします。

○井神議員 厚生文教常任委員会での請願書の審査の経過と結果を報告いたします。

12月4日の会議において、当委員会に付託された請願は、請願第1号 「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設」を求める請願書、請願第2号 高齢者等のインフルエンザ予防接種負担の軽減を求める請願書及び請願第3号 新型コロナとインフルエンザの同時流行の対策に関する請願書の3件です。

当委員会は、12月9日水曜日、午前9時30分から開催し、付託議案の審査に引き続いて請願書の審査を行いました。

紹介議員から請願の趣旨及び請願理由について説明を受け、請願書に対する質疑を行い、討論の後、賛成者少数により、請願第1号、請願第2号及び請願第3号は不採択となりました。

以上が、委員会での請願書の審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

請願第1号 「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設」を求める請願書では、補聴器の価格が、片耳当たり15万円から30万円と記載されているが高過ぎないか。約9割の人は自費で購入しているとあるが、何人か。所得制限を設けず、加齢性難聴者全てを対象とする公的補助制度の創設を求めるのか。加齢性難聴

者の補聴器購入のみに公的補助制度の創設を求めては、他の高齢者に対する認知症予防などの取組とのバランスを失わないか。について。

請願第2号 高齢者等のインフルエンザ予防接種負担の軽減を求める請願書では、今から予算措置しては遅いのではないか。これから予算措置するとしても、既に接種を終えた人に対し、公平性を保つため何らかの補助を行うのか。中学生までの子供たちに対するインフルエンザ予防接種の無償化を実施するに当たり、副反応への対応はどのように考えているのか。について。

請願第3号 新型コロナとインフルエンザの同時流行の対策に関する請願書では、PCR等検査の充実は、国や県レベルで推進すべきと考えるがどうか。インフルエンザワクチンの増産というが、今から増産するのは難しいのではないか。例年より大幅にインフルエンザ感染が減少傾向と聞いているが、希望する全ての人の接種費用を補助するのは不必要ではないか。岩出市としても国に対し支援を強く求めてくださいとあるが、市議会として市に求めるのか。について。

以上が、請願書の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

以上で、厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は請願ごとに行います。

請願第1号 「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設」を求める請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

山本重信議員。

○山本議員 請願第1号 「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設」を求める請願書の採択に当たり、反対の討論を行います。

国の定める社会保障政策は、公平な制度の構築が図られることが基本であると考えます。高齢者にとって耳の聞こえにくさが生活に与える影響は十分理解できますが、加齢に伴う生活への影響としては難聴だけではありません。助成については対象年齢、基準、財源など、様々な課題があり、高齢者の1つの事柄のみを対象とし

た制度創設は、福祉施策全体のバランスを失すと思われる。

また今後、少子高齢化が進展し、人口が減少に向かうことが確実に予測される中、労働力人口の減少に伴う税収の低下、高齢化に伴う社会保障費の増大などを念頭に置きますと、福祉施策は財源はもちろんのこと、他の施策とのバランスを見据えながら進めていくべきであると考えます。

したがって、この請願書については、具体案が乏しく、今後国の状況を注視することが懸命であると考えます。

以上のことから、現時点では、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書につきましては、採択すべきではないと申し上げ、反対討論いたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 請願について、賛成の討論を行います。

高齢者における難聴の実態として、70歳代男性の23.7%、女性は10.6%、80歳代では男性が36.5%、女性は28.8%の方が難聴者となっていると言われていています。難聴になると、家族や友人などとの会話が少なくなるだけでなく、外出を控え、コミュニケーションが取りにくくなり、認知機能の低下が3割から4割も正常聴力の方より悪化するとされています。

厚労省の介護予防マニュアルでも、高齢者のひきこもりの要因の1つに、聴力の低下を上げて対策を求めています。しかしながら、現在、難聴者の14.4%しか補聴器をつけていないとの推計も出ています。これは補聴器の価格が30万円以上するものもあり、高くて買えないからです。

身体障害者福祉法第4条で規定する高度・重度難聴の場合は、補装具支給制度で1割負担、中等度以下の場合は、購入後に医療費控除を受けられるものの、対象者は僅かであり、制度基準における問題もあり、約9割の方は自費で購入をせざるを得ないものとなっています。

高齢者に対する補聴器補助制度の創設が求められています。このような中で、国に補聴器購入費用の助成を求める意見書を採択する自治体が急増しています。兵庫県議会は、2018年12月、全会一致で採択を行い、同様の内容で、各地の市議会、町議会で、次々に意見書が採択されています。和歌山県議会も全会一致で採択されており、和歌山市、橋本市などでも採択がされてきています。

国会における答弁で、厚労省審議官は、補聴器を用いた聴覚障害の補正による認

知機能低下予防効果を検証するため、研究を推進すると答弁しています。麻生太郎財務相も行わなければならない必要な問題と述べています。

国の制度としてやらなければならないと認識をしている中で、地方議会が補聴器の購入制度に対する必要性の後押しを行い、国における制度の実現を目指していくのが地方議会の役割、住民の生活向上へと議員の職責を果たしてきているのです。

委員会では、他の年齢層への公平性や支援制度における公平性を損なうという意見が出されましたが、聴覚障害者が日常生活において健常者と同じ生活を過ごせないことこそ、公平性を損なっているのではありませんか。

また、技術革新が見込める分野といった意見も出されました。しかし、技術革新が見込まれたとしても、現時点で困っている方が数多くいる状況を改善する必要性があり、高額な補聴器に対する支援制度が求められるのではないのでしょうか。

アメリカの研究では、難聴の方が健常者の2倍以上の抑鬱傾向があることや認知症のない難聴の方の調査追跡では、認知症になる確率が、軽度難聴が2倍、中程度で約3倍、高度難聴で5倍になる報告もされています。フランスをはじめとした世界各地の研究機関では、補聴器をつけることにより、認知症や鬱症状を抑えることが各地の研究機関で報告されてきています。

補聴器の使用が日常生活を大きく変えていくのです。高齢者の日常生活において、音が聞こえにくいことによる安全性や対人関係、心身状態の改善が図られます。どういった視点から見ても、補聴器の活用が求められていると思います。

現在、難聴障害で困っている方で、補聴器購入者の9割の方が高額負担にあえいでいます。岩出市議会として、市民の生活を守り、安全な生活が送れるようにするためにも意見書を採択し、国に届けることが必要だと考えますので、この請願に賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、請願第1号に対する討論を終結いたします。

請願第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○田畑議長 起立少数であります。

よって、請願第1号は、不採択と決しました。



請願第2号 高齢者等のインフルエンザ予防接種負担の軽減を求める請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

福山晴副議長。

○福山副議長 請願第2号 高齢者等のインフルエンザ予防接種負担の軽減を求める請願書の採決に当たり、反対の立場から討論を行います。

新型コロナウイルス感染症については、全国的に、いわゆる第3波に入り、岩出保健所管内においても感染症が報告され、憂慮すべき事態に陥っています。このような中、医療機関の負担を減らし、市民の不安を取り除くことが重要であります。

しかしながら、インフルエンザ予防接種について、国において任意接種とされている中学生以下の子供まで無償化することは、あたかも市が定期接種扱いをし、勧奨しているかのような誤解を与えるおそれがあります。

このことでインフルエンザワクチンの供給量が十分ではない状況の中、最優先すべき高齢者にワクチン不足が生じれば本末転倒です。

以上のことから、私は、この請願書については採択すべきではないと考えます。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 この請願について、賛成の立場で討論を行います。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大は、第3波と言われるまでに広がってきています。インフルエンザ感染の同時報告も上がってきています。

この請願は、新型コロナの症状とインフルエンザの初期症状が同じのため、医療機関の負担軽減やコロナ不況の下での市民の経済的負担、自治体独自の予防接種体制の改善を求めているものです。

肝心なのは、予防接種を受けていただくことが大切であり、市として対策を強めることこそ求められています。だからこそ、多くの自治体は医療機関の負担を軽減する上でも、インフルエンザワクチンに対して補助制度を行ってきています。感染拡大や経済の悪化、市民生活に大きな影響が出ているにもかかわらず、岩出市としての取組については、予備費に1億5,000万円が積み上げられましたが、12月議会の一般会計補正予算でも、市民に対しても予備費活用は行われていません。

このコロナ禍の下、市民の健康と安全・安心、何よりも不安を取り除く対応こそ求められています。大事なことは、行政として医療機関の負担軽減、市民の命を守ることです。インフルエンザ接種の負担面としても、子供たちには2回の接種が必要

であり、子供が増えれば増えるほど出費がかかります。若い世帯の人には、コロナによる所得の低下と相まって、より大きな負担にもなっています。

今から実施しても遅いのではないかという意見が、委員会の中で出されましたが、インフルエンザ接種は来年1月末までを対象としており、今からでも十分に間に合います。既に接種を受けた方とこれから受ける方と不公平が出るのではとの意見も出ましたが、還付金対応を含め、市当局が最善の方法を取れば済むことであります。

先ほど、反対者の方の中には、供給できない、また、ワクチン不足になる、というような旨が言われました。しかし、令和2年10月時点での国の最新の製造予定量は約3万3,022万本、本年8月時点の製造予定量として比較して約140万本多くなっています。それに、今、国としても全力を挙げて、このワクチンの供給に取り組んでいる。ワクチン不足になる、そういう認識は間違いであると指摘をせざるを得ないというふうに、私は思います。

新型コロナの感染拡大でも、医療機関の負担軽減と高齢者や子供たちへのワクチン接種の無償化は必要な対策だと考えます。多くの自治体で市民への支援策を行っているように、岩出市として施策を求めること。本来は国の責任において無償化の制度をつくるべきであると、国に求めることは、岩出市民の切実な願いであると考えます。

以上の理由をもって、請願に対しての賛成討論といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、請願第2号に対する討論を終結いたします。

請願第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○田畑議長 起立少数であります。

よって、請願第2号は、不採択と決しました。

請願第3号 新型コロナとインフルエンザの同時流行の対策に関する請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 請願第3号 新型コロナとインフルエンザの同時流行の対策に関する請

願書の採決に当たり、反対の立場から討論を行います。

インフルエンザワクチンの増産を国に求めています。時間のかかる作業であり、簡単に増やせるものではないと聞いております。したがって、現実的ではない要望であると考えております。

また、希望する全ての人の接種費用の補助を求めています。新型コロナウイルスのワクチンはともかく、例年より大きく罹患者が減少しているインフルエンザの予防接種について補助することは効果的ではないと考えております。

さらに、PCR検査等の実施方法や医療機関等への財政支援の強化、保健所等の体制強化などが求められておりますが、これらは国や県において、多方面から専門的な意見を取り入れ、広く議論する問題であり、今回のように一方的な意見で請願書を提出することは適切ではないと考えております。

とにかく、今、我々国民一人一人は、3密を避け、マスクをつけ、うがいをし、手指の消毒を徹底するという一人一人の対策が求められていると考えております。

以上のことから、この請願書については採択すべきではないと判断いたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 この請願について、賛成の立場で討論を行います。

この請願については、新型コロナの感染が続く中で、国におけるPCRなどの検査体制の充実、インフルエンザワクチン接種による重症化を防ぐ体制強化を求めるものであります。

今、反対者の意見の中にも、PCR検査体制の充実や、また県なんかにおいても、そういう対策が求められる、こういうことを言われました。だからこそ、今回、この請願書、こういったPCR検査等の充実などを求める意見の内容になっています。現在、新型コロナの拡大は、北海道、東京、大阪で危険水域の状況にまでなり、那賀地域でも広がりを見せ、岩出市でもクラスターが発生してきています。

請願の要旨に書かれている点については、市民の皆さんが切に願っている思いだと思います。請願の項目では、日本感染症学会が、同時流行に備え、検査体制の推奨やPCR検査の充実への提言を行っていることや、ワクチンの増産、医療崩壊を防ぐ上でも、インフルエンザ接種に対して補助を求めています。

請願団体として、24時間体制の相談、検査、治療を国の責任で行ってほしい。医療、介護、福祉施策や学校など、市民生活に大きな関わりがある職場の従事者に対して、定期的なPCR検査を行ってほしい。新型コロナ禍で必死になって働く介護

施設をはじめとした医療現場への補助金支援や財政措置を国に求めています。このことは感染拡大をこれ以上広げないようにする上でも必要なことだと考えます。

熱があってもスムーズに検査を受けられないで、命を落とす事例も生じています。見えない感染への恐怖、介護ケアへの不安、何よりも医療崩壊を絶対起こさせてはなりません。

ワクチン確保の点では、令和2年10月時点の最新の製造予定量は約3,322万本の見込みで、本年8月時点の製造予定量と比較して、約140万本多くなっている通達も出されています。岩出市民の命や健康を守る上では、さらなるワクチンの確保を求めて、岩出市議会として、国に求めるのは当然ではないかと考えます。

菅政権の下で、経済優先のG o T o施策を来年以降も続けるという報道もされていますが、請願に掲げている国民の命と暮らし、生活を守る施策こそ求められています。

委員会の中で、時期を失している、もはや手後れ、現実的でない、効果的ではないとの意見も出されていましたが、大都市だけでなく、現実には岩出市でクラスターの発生も起こってきているのです。これだけ感染拡大が広がる中で、手後れで現実的ではないとの認識自体、市民の命を守るために、どう議会人として果たさなければならないのか、問われていると感じています。

ここに書かれている請願内容は、新型コロナに対して、市民の恐怖や医療現場の崩壊を防ぐ上でも、国に意見を上げるにふさわしい内容のものであると考えますので、この請願については賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、請願第3号に対する討論を終結いたします。

請願第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○田畑議長 起立少数であります。

よって、請願第3号は、不採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第24 発議第4号 防災・減災、国土強靱化対策と地域経済復興に向けた社会資本整備のさらなる推進を求める意見書の提出について

○田畑議長 日程第24 発議第4号 防災・減災、国土強靱化対策と地域経済復興に向けた社会資本整備のさらなる推進を求める意見書の提出の件を議題といたします。  
これより質疑に入ります。

発議第4号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第4号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第4号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

発議第4号 防災・減災、国土強靱化対策と地域経済復興に向けた社会資本整備のさらなる推進を求める意見書の提出の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第4号に対する討論を終結いたします。

発議第4号を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田畑議長 起立全員であります。

よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議員提出議案は、議長において、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣(防災)に提出しておきます。

しばらく休憩いたします。

午前10時45分から再開いたします。

休憩 (10時30分)

再開 (10時44分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

~~~~~○~~~~~

日程第25 議員定数に関する調査について

○田畑議長 日程第25 議員定数に関する調査の件を議題といたします。

ただいま議題となりました議員定数に関する調査の件に関し、議員報酬及び定数に関する調査特別委員会委員長から報告を求めます。

議員報酬及び定数に関する調査特別委員会委員長、福山晴美副議長。演壇でお願いいたします。

○福山副議長 議員報酬及び定数に関する調査特別委員会での調査の経過と結果を報告いたします。

当委員会は、議員定数に関する調査を行うため、令和2年第3回定例会において、委員構成9名で設置され、9月10日木曜に、正副委員長の互選と今後の日程調整などを行うための第1回委員会を開催して以来、4回の委員会を開催いたしました。

当委員会では、議長から、執行部において、行財政改革に取り組んでおり、二元代表制の一翼を担う議会としても改革を進める必要があり、能率的・効率的な議会運営と経費の節減を図るという観点から、適正な議員定数について調査・検討をお願いしたいとの付託事件の説明を受けましたが、削減ありきではなく、類似都市や県内他市における議会の状況などを参考に、様々な視点から検討を行いました。

その中で出された意見としては、削減を求める市民の声がある、今後の少子高齢化の進展と人口減少に向け、議会としても改革に取り組む必要があるなどの考えから、削減すべきとする意見。

一方で、削減は政策立案や監視機能の低下につながるおそれがある。多様な民意を反映させるためには、一定数の議員が必要であるなどの考えから、現状維持や、増員すべきとの意見もありました。

様々な意見が出される中、委員会としての結論を出すために、出された意見の全てを案として、委員の賛否を問うという形で採決を行いました。

その結果、議員定数については、現行の16人から2名削減し、14名とすること。また、各常任委員会の定数については、それぞれ1名削減することが適正であり、次期一般選挙から適用するとの結論に至りました。

議員定数の増減に関するもの以外にも、議員定数の削減により、生み出された財源については、有効に活用されたい。

議員定数の削減だけにとどまることなく、ICTの活用による議会運営の効率化、市民に開かれた議会運営など、議会改革を進める必要があるなどの意見が出されております。

その他、委員会での質疑、答弁、意見等の内容につきましては、委員会の記録が

作成され次第、配付いたします。

以上で、議員報酬及び定数に関する調査特別委員会の報告を終わります。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

以上で、議員報酬及び定数に関する調査特別委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第26 発議第5号 岩出市議会議員定数条例の一部改正について

○田畑議長 日程第26 発議第5号 岩出市議会議員定数条例の一部改正の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議員報酬及び定数に関する調査特別委員会委員長、福山晴美副議長。演壇でお願いいたします。

○福山副議長 発議第5号 岩出市議会議員定数条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び岩出市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年12月14日提出

(提出者)

議員報酬及び定数に関する調査特別委員会  
委員長 福山晴美

本文を朗読させていただきます。

岩出市議会議員定数条例の一部を改正する条例

岩出市議会議員定数条例（平成14年岩出町条例第21号）の一部を次のように改正する。

本則中「16人」を「14人」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

(岩出市議会委員会条例の一部改正)

2 岩出市議会委員会条例（平成18年岩出町条例第39号）の一部を次のように改

正する。

第2条第2項中「8人」を「7人」に改める。

続いて、提案の趣旨を申し上げます。

本議案は、議員報酬及び定数に関する調査特別委員会における調査の結果に基づき、委員会として提出するものでございます。

特別委員会における調査の経過と結果は、先ほど報告させていただいたとおりであります。

提案理由につきましては、議会改革の一環として、議員定数の削減を行うため、提出するものであります。

各議員におかれましては、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます、提案の趣旨説明といたします。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は、自席でお願いいたします。

日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑をお願いします。

○増田議員 この発議については、3点質疑を行いたいと思います。

まず1点目として、議員定数を行う理由として、県下で数少ない人口増加が続き、現在も減少が見られない中で、なぜ定数2を削減する必要があるのか。また、議員定数とは、地方自治法上、どう位置づけているのか、どう認識した上で提案してきたのか。

2点目として、二元代表制の下で、住民要求を拾い上げ、市政へ住民の声を届ける仕事をしている議会はどうあるべきと考えているのか。

3点目に、過去に、岩出市でも定数を削減するたびに投票率が下がっていることはどう考えるのか。これで民意を反映していると言えるのか。

この点について、3点質疑を行います。

○田畑議長 答弁願います。

福山晴美副議長。

○福山副議長 増田議員のご質疑にお答えいたします。



まず1点目の定数削減をする理由は何かということではありますが、先ほどの委員長報告で申し上げましたとおり、委員会では削減を求める市民の声がある、今後の少子高齢化の進展と人口減少に向け、議会としても改革に取り組む必要があるなどの考えから、削減すべきとの提案がなされ、その提案について、賛成者多数で決定されたということでもあります。

次に2点目、二元代表制の下で、住民要求を拾い上げ、市政へ住民の声を届ける仕事をしている議会はどうあるべきと考えているのかということではありますが、増田議員のおっしゃるとおり、市民の声を市政に届けるという仕事は、市民の代表として選ばれた私たち議会議員の重要な仕事の1つであるということは認識しております。

さきの委員長報告でも申し上げましたとおり、委員会においても多様な民意を反映させるためには、一定数の議員の必要であるという考えから、削減に反対する意見や増員すべきという意見も出されております。定数の削減によるデメリットについては、委員の皆さんも十分に認識された上で、削減すべきとの決定がなされておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

次に3点目、定数を削減するたびに投票率が下がっていることはどう考えるのか、これで民意を反映していると言えるのかということではありますが、定数の削減と投票率の低下の関連については分かりかねます。しかしながら、市議会議員選挙の投票率が低下の傾向にあることは認識しております。その理由の1つとして、市民の政治や議会の関心が低いということが考えられるのではないのでしょうか。そして、その責任の一端は、私たち議員にもあるのではないのでしょうか。

これもさきの委員長報告でも申し上げましたが、委員会においても議員定数の削減だけにとどまることなく、市民に開かれた議会運営など、今後も議会改革を進める必要があるという意見が出されております。私も同様の認識であり、開かれた議会とすることで、政治や議会に対する市民の関心が高まり、投票率のアップにもつながるのではないかと考えます。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 先ほど質疑を行った中で、1点目の部分として聞いている部分についてはお答えがあったと思うんです。しかし、議員定数とは、地方自治法上、どう位置づけているのかというような部分の点についてのお答えがなかったというふうに思います。この点について、再度どういう考えを持っているのかという点、この点を

お聞きしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

福山晴美副議長。

○福山副議長 議員定数の地方自治法の位置づけについてであります。今おっしゃったみたいに、先ほどお答えさせていただきましたように、議員定数については、地方自治法第91条第1項において、市町村の議会の議員定数は条例で定めると規定されており、議会の自らの裁量と判断によって決定することになったと認識しております。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

2番目、尾和弘一議員、質疑をお願いいたします。

尾和議員。

○尾和議員 発議第5号の件について質疑を行います。

まず第1点は、議会議員の役割というものをどのように認識をされているのか。

2番目に、削減は議会制民主主義を揺るがす大問題であると考えております。かつらぎ町議会の定員と同様になることに対して、岩出市議会としての矜持はないのかについて、ご答弁ください。

3番目に、地方分権の時代に問われる議会の在り方について、どう考えているのか。

4番目に、市民のために働く議会にするために、どうしようとしているのか。

5番目に、議会費及び議員1人当たりの現状について、どう認識をされているのか。

6番目に、地方自治体の議員定数というものに対して、どのように現状を認識しているのか、お聞きしたいと思います。

7番目に、今回の議員の削減によった金額について、先ほどの委員長報告で、削減した金額は有効に使ってほしいということですが、どういうように使っていくと考えているのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

福山晴美副議長。

○福山副議長 尾和議員のご質疑にお答えします。

1点目の議会議員の役割はどうかということですが、一般的には、議会と

しては、地方公共団体の意思を決定する機能と、執行機関を監視する機能という役割を、議員としては、住民の代表であることを強く認識し、常に市民の声、地域の意見等に耳を傾け、議会の構成員として責任ある行動を求められると認識しております。

次に、2点目の削減は議会制民主主義を揺るがす大問題であるかどうかということにつきましては、削減によるデメリットがあることは当然認識した上で、委員会において検討され、削減すべきと決定されたものでありますので、ご理解願います。かつらぎ町議会と同様になるが、市議会としての矜持はないのかということですが、かつらぎ町議会と同じ議員定数となることが、なぜ市議会としての矜持をなくすことになるのかは理解に苦しみます。

委員会で見られた資料を見ますと、岩出市より人口が多い市にあっても、議員定数が14人、それよりも少ない12人としている市もあります。それらの市の議会は矜持がないということになるのでしょうか。そんなことはないと思います。住民から選ばれた代表としてのプライドを持ち、議会の構成員である議員としての職責を果たすことには何ら関係はないと思います。

次に3点目、地方分権時代に問われる議会の在り方はどうかということですが、地方分権時代にあって、住民自治の充実の必要性が期待されている中で、多様な民意を吸収し、それを集約し、自治体の意思決定を行う議会の役割はますます重要となっており、政策立案機能や監視機能のさらなる強化の必要性が高まっていると認識しております。

次に4点目、市民のために働く議会にするためにはどうするのかについてでありますのが、1点目の議会と議員の役割という質疑でお答えしたことを誠実に果たしていくため、努力を続けていくことが必要だと認識しております。

次に5点目、議会費及び議員1人当たりの現状はどうかということですが、委員会において提出された資料から見ますと、岩出市の令和2年度一般会計予算における議会費の割合は0.9%、議員1人当たり費用は、令和2年度一般会計予算ベースで約780万円となっております。議会費の構成割合が年々下がっているのではないかと、年によっては一般会計の規模に違いがあるので、一概に議会費が減っているとは言えません。決算における議会費の支出額では、前年度と比較して増えているときもございます。

次に6点目、地方自治体の議員定数はどう認識しているのかということですが、増田議員の質疑でも答弁しましたが、議員定数については、地方自治法第91

条第1項において、市町村の議会の議員の定数は条例で定めると規定されており、議会が自らの裁量と判断によって決定するものであると認識しております。

次に7点目、削減した金額は何に使うのかにつきましては、さきの委員長報告で申し上げましたとおり、委員会においても、議員定数の削減により生み出された財源については有効に活用されたいとの意見が出されております。私も認識を同じにしておりますので、執行部におきまして、真に必要な事業に有効に活用されることを期待するところであります。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 質疑の中で、3番目の地方分権の時代に問われる議会の在り方で、多様性の問題を言われました。このうち岩出市の市民の人口は5万4,000人前後であります。今日、この中で、議員1人当たりの市民の比率というのは何名ぐらいになっているのか。そして、和歌山県下における現状について、どのように認識をされているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、地方自治体の議員定数について、どう認識しているのかということですが、地方自治法においては、5万人以上については、地方議員は30名を上限とするというように決まっていると思います。そういう中で、岩出市は和歌山県下で人口増加の市であります。そういう状況の中、議員定数を減らすということは、市民の声が届かない議会になるのではないかとというふうに認識しておりますが、どのように考えているのか、お聞きをしたいと思います。

削減した金額についてであります。有効に使えるといっても、執行部がどのように使うのか不明確であります。明確な指針を出すべきだと思うんですが、それについてご答弁ください。

○田畑議長 答弁願います。

福山晴美副議長。

○福山副議長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず、議員1人当たりの人口数なんですが、16人の場合は3,375人です。それが14名になりますと3,857名になります。

県内他市の報告もさせていただきます。和歌山市は1人当たり9,656人、海南市2,515人、橋本市3,465人、有田市1,849人、御坊市1,651人、田辺市3,321人、新宮市1,888人、紀の川市2,810人、それから、かつらぎ町1,189人です。

自治法上の位置づけについてであります。地方自治法における人口部分による

議員定数は、法定数は法改正により平成15年1月から議員定数の上限を規定する内容に変わり、平成23年8月からは議員定数の上限そのものが撤廃され、各自治体が条例で定める仕組みへと変わっていると認識しております。

削減した金額を何に使うのかであります。執行部において、市としても全体的なバランスを取る中で、真に必要な事業を選択され、有効に活用していただけるものと考えております。

最後の質疑、市民の声が届かなくなるのではというご質疑だったと思うんですが、やはり皆さん議員一人一人が努力されまして、議員として活動されていただければと思っております。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。議会の役割については、一言も触れられていないんですけども、議員の役割は言われました。議会の役割について、再度ご答弁ください。

それから、削減した金額について、幾ら減って削減されるのか。その使用方法について、議会として担保を取るのか取らないのか、これについてご答弁ください。

○田畑議長 答弁願います。

福山晴美副議長。

○福山副議長 議会の役割ということですが、先ほど申し上げたように、地方公共団体の意思を決定する機能と執行機関を監視する機能という役割を議員として行うことだと思っております。それと、住民の代表であることを強く認識し、常に市民の声、地域の意見等に耳を傾け、議会の構成員として責任ある行動を求められることだと思っております。

それから、先ほどおっしゃいました、幾ら削減できるのか。2人の場合は1,560万円であります。

担保というんですが、それに対しましては、先ほども申し上げましたとおり、市としての全体的なバランスを取る中で、真に必要な事業を選択されて、有効に活用していただけるものだと考えております。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、発議第5号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第5号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

- 市來議員 発議第5号 岩出市議会議員定数条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

憲法第93条は、自治体の長と議会の議員は、住民が直接選挙で選ぶことを定めています。そして、これを受け、地方自治法は議員の定数を自治体の人口規模に応じて決定する基準を定めています。この基準とは、住民の代表としての機能を十分に発揮できるように、人口規模と会議の運営の規模を考慮して定められたものです。ところが、1980年代以降、行政改革の一環、経費の削減と称して、全国で定数削減キャンペーンが繰り広げられました。

その結果、議員定数の原則は覆されてしまいました。このような動きは、議会制民主主義を後退させるものです。地方議員は、住民の利権や利益や福祉のために働くことを市民から付託されています。地方自治においても最も尊重されるべき住民の意思と自主性を行政へつないでいくという役割を持つものです。議員の定数を減らすことは、それだけ市政と住民の間のパイプが狭くなり、住民の声を政治に届けにくくし、市民の意思を反映する道が狭められてしまいます。

また、議会は、議決機関として、執行機関が進める予算、決算や施策、事業などを審議し、点検し、決定する責任を負っています。市民の代表として、行政を様々な角度からチェックするという監視機能も低下するおそれもあります。

議長は、議員報酬及び議員定数に関する調査特別委員会設置での趣旨説明の中で、それぞれの地方公共団体での地域の実態、民意の動向等を見極めながら、自主的に減少条例を制定することに意義があると述べています。この表現は、議員間での議論をする上で、初めから定数削減することが前提となっています。

また、委員会で決まった2名削減、14人に減らす理由が明確ではありません。定数を減らす理由に、行革や財政問題、また住民感情、将来にわたる人口減などを理由として上げ、身を切る改革が必要、定数削減が議会改革につながる等々言われてきました。

財政問題について、削減する経費で市民の暮らしを守る施策を具体的に提案することも見受けられませんでした。もともと議会は、行政体制の一部ではありませんから、財政問題と議員定数の関連には無理があります。削減は議員の痛みというよ

り、住民の多様な意識が反映される仕組みを弱めることにつながります。

そして、住民感情問題です。市民から議員定数は少なくてもいい、減らしたらどうかとの意見も耳にしますが、議員自らが反省するとともに、そうした声が出ないような活動をしていかなければならないということを私たちは肝に銘ずる必要があります。

議員が住民の立場に立って、住民の声を取り上げ、また、市政をしっかりとチェックすることにより、議会、議員というものは必要なものなんだということを住民に知ってもらうことが大切です。

議会制民主主義の中で、議員だけが市の予算を議論でき、決定できる立場にあります。議員が果たさなければならない役割が、地方分権が言われる中では、ますます重要になってきています。議員を削減することは、議員自らが議員というものを否定していることになります。突き詰めると、議会、議員そのものが要らないということになってしまいます。議会、議員がしなければならないことは、住民のための市政に取り組むことであり、それが第一です。こうしたことから、そのことをもって削減するという理由にはなりません。

そして、人口減少問題です。市においては、現在人口減少には至っていません。人口減については、将来に予想されるものであり、今回、削減の理由にはならないと考えます。将来のことを予想がつきにくい中で、今議論するのは難しい問題だと考えます。

そして、議員定数の削減によって、議会の活性化につながるなどの指摘がありましたが、何の具体的な根拠や見通しも示されておりません。本来、議員の質の向上や議会の活性化とは、現行の議員定数の下で、我々議員がしっかりと勉強し、市民の目線に立って活発な議会活動を行うこと、これを身をもって示すことです。

議員の質の向上や議会の活性化を議員定数削減にすり替えることは問題です。市民が市議会に求めているのは、市民の意見をしっかりと市政に反映させること、市政に対するしっかりした監視、チェックを行うことであり、定数削減は、市民のこの願いと逆行するものです。

我々議員が今果たすべき役割は、誰も経験したことがないコロナ禍の中、議会が住民の意思を代表する機能を果たしていく上で、多様な市民の意見が反映できる議員の数が必要ではないでしょうか。

また、将来にわたって、市民の政治参加に責任を負っていくことこそ求められています。少数意見や異なった意見もきちっと反映できること、また、女性、若者の

議会への参加なども可能とするなど、これらを保障することこそ求められ、これらを奪ってはならないと考えます。

また、非常に大きな権限を持った市長、執行機関に対するチェック、監視機能を果たしていくことが求められています。執行機関追従、慣れ合いではなく、住民の立場に立ってしっかり審議し、チェックできる市議会であるには、それにふさわしい議員の数が必要と考えます。

市民の声、少しでも多くの様々な人の声を反映できるようにすることこそが、岩出市を発展させることにつながると考えることから、この議員削減には反対といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 議員定数条例の一部改正について、私は賛成の立場で討論をいたします。

議員定数については、自らが減少条例を制定することに意義があると考えております。執行部においては、少子高齢化、人口減少をはじめとする諸課題に対応した施策に加え、社会経済情勢の変化、市民ニーズの変容に応え、持続可能性に配慮しながら、市民サービスの効率化、効果的な提供に努められております。

議会としても二元代表制の一翼として改革し、議会運営の能率化、効率化、経費の節減を図っていく必要があると考えております。

今後、少子高齢化が進展し、人口の減少が始まってから議員定数を減らすという考えもありますが、そうなる前に減らして、少数で議会運営を行っていくことが、議会改革につながるものと考えております。

この条例改正で2名減少となりますと、10年間で約1億5,600万円もの経費節減となりますが、定数が減少すると、民主主義及び地方自治の根幹をなす重要な機能、民意の反映、基本政策の立案、行政の監視が果たせなくなるのではないかと。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域経済、市民生活は大きな打撃を受けており、今後も地域経済の復興には時間を要するものと思われる中、議員としての市民の声を聞くことができないのではないかと意見もございます。たとえ定数が少なくなっても、議員としてどう行動すべきか、常に市民の声、地域の意見を聞き、尊重した上で、議会の構成員として責任ある行動をしていくということは認識しております。

また、岩出市はコンパクトシティであり、市民の声、また地域の意見を聞き、反映させていけるものと考えており、今、痛みを伴う改革が必要であると思っております。



ます。

以上述べました理由によりまして、議会改革につながると考えますので、本案に賛成といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 私は、現在の議員定数16を最低限度守る立場から、発議第5号に対して、条例改正について反対の討論を行います。

地方議会には、執行機関の監視、チェック機能、政策立案機能、住民の意思を代表する機能という3つの機能があるとよく言われるところであります。議員定数問題において、私は、いつもこの3つの機能という物差しに照らして判断をしております。

岩出市議会の過去の歴史から、議員定数と人口に関して見たいと思います。今から56年前、1965年（昭和40年）、議員数は16名で、岩出市の人口は約1万4,000でありました。その後、1981年（昭和56年）、議員数は18名と、人口は約2万4,000人、2013年（平成25年）、2名削減で16名となり、その人口は5万3,000人と増加をしておりました。何と56年前に比べて、人口は約4万人から増加をしているのであります。3つの機能という物差しだけを頼りに得た私の結論は、定員削減は3つの機能を弱体化させるものであります。

議員定数に関する現在の市民意識の基本的な構図は、残念ながら、8年前とさほど変わっていないように見えます。8年前、議員定数を2減らした岩出市議会の定数をさらに削減するなど、およそ考えられないのが今の私の率直な思いであり、結論です。

このような重要な役割を果たす議会の議員定数を削減することは、憲法と地方自治法によって保障された民主主義制度を揺るがす問題であるとともに、この制度によって期待された多種多様な住民の意見を反映し、相互調整して、自治体の意思を決定するという点で欠陥を生ずることになります。

議員定数は、人口区分ごとの上限数が定められ、自治体の条例によって定められることになっておりますが、二元代表制の下での議会に自治体内の多様な住民意思を反映させる役割が期待されているとすれば、こういう姿勢ないし経済性のみ観点から、定数削減には大きな疑問があるのではないのでしょうか。

1982年の臨時行政調査会を前提に、全国で急速に議員定数削減の動きが起こってきました。その理由として上げられたのが、議会の効率化、能率化、少数精鋭及び

経費削減でありました。本市における今回の議員削減を主張する趣旨も、ほぼ同様であります。

しかし、経費削減に関して言うならば、議会費全ての費用は、本市の岩出市の場合、一般会計歳出総額の僅か0.8%、2019年度にすぎず、2011年に比べて0.4%から下落し、3,300万円も減少しているのであります。さらに、今回の2名で1,500万円から削るというのであります。民主主義を保障する経費として、重要なものではないでしょうか。

一方、定員削減を主張する議員は、削減を求める議員は、コロナ禍において、今痛みを伴う改革が必要であり、議会運営の効率化、能率化、経費の削減を図る必要があると言っておりますが、ここで言う行政改革とは、そもそも執行機関の改革を意味するものであります。執行機関が肥大化して、能率が悪くなり、慣例化するのを民主的、合理的に変えてという内容であります。

この意味での行政改革は、住民の利益を守る観点から、議会は、その監視機能を発揮し、行政の無駄を省き、効率的な行政運営を行うなどの改革をしていくことが重要なことは言うまでもありません。

もちろん議員の住民意思の効果的な集約や効率的な議会経費の執行も大切な課題であります。また、議員定数と議員の質について混同した意見もあります。全く別の性格のものであります。むしろ、議員定数で地域代表的な性格や多様な住民の意見、さらに少数意見の排除につながるとして、逆に議会の本来持つべき機能を低下させることになるものであると考えております。

最後に述べますが、民主政治の対価として見ていくと、2011年の議会費は1億8,800万余りでありました。2019年、令和元年1億5,000万円となっており、先ほども申したように、3,300万円から減額になっているのであります。さらに、今まで費用弁償や政務調査費等で約700万円からマイナスになっているのであります。合計すれば約4,000万から減額をしているのであります。

また、議会事務局費は、人員が3名で、和歌山県下で人件費も額も最低であります。議会において、図書による整備は皆無と断言している現状であります。

一方、岩出市の決算ベースで148億円から175億円と約33億円から増加しているのであります。

地方議会における3つの機能を強化するには、個々の議員の力量、質を高めることを併せ、議員を増やそうとするのが当たり前の考えではないでしょうか。それがどうして議員を減らす方向に向くのか、私には全く理解できません。

議員が多過ぎるという声の背景には何があるのでしょうか。それは議員に対する不信感であるからです。市民の中に、高い給料をもらって、どんな仕事をしているか分からない。国保税や税金を上げるだけが議員の仕事か。また、請願書を提出しても、反対、賛成の意思表示だけで、その理由を発言する議員が説明責任を果たしていないのが現状であります。

議案に対しても、質疑もしないし、質問もしない。異議なしとして、賛成する議員が多数であります。議員の皆さん、よく考えてください。特に心の底では、これ以上の定員削減をすべきでないと考えておられる議員諸氏に心から呼びかけます。市議会での期待や市民の声を議会に届けることの議員の活動はどうでしょうか。顔が見えない議員が多いのではないかと。4名ぐらい減らすべきであると暴言を吐く議員がいましたが、全く話になりません。

ご存じのように、一般質問には15名が立つことが可能ですが、岩出市議会では、4年間に一度も一般質問しない議員がおります。文字どおり、市民から見て期待されないのは、議員の質の問題であります。

さらに言うならば、定員が16人に減った7年前から、一般質問の述べ議員数は何人でしょうか。15名全員が一般質問していれば、年間60回から行うことが可能であります。岩出市議会において、毎回質問する議員は五、六人、こんな議会はほかにありません。二元代表制の議会において、一般質問して、行政の意見、市民の声を発言すべきであります。議員の皆さん、定員を2名削減すれば、全員が質問したとしても、一般質問に立つ議員は13名を上回ることはありません。

さらに追加すると、議員1人当たりの市民の人口は、2011年、2,481人から、今日では1,000人から増加しており、先ほども委員長が述べましたように、4,000人近くになるのであります。14名の議員数は調整での数に過ぎません。市としてのプライドや矜持はないのでしょうか。全く理解できません。

岩出は議員定数の削減、言い換えれば、民意の削減という現実を自ら選択する代わりに、私たちは一体何をしようとしているのでしょうか。

最後に、先ほど大幅な定員削減を望む市民の声を議員として無視することはできないという同僚議員の発言に一言申し上げたいと思います。

私も含め、議員全員の複雑な思いを代弁して、率直な発言をしたと感じております。しかし、だから市民の声に従わざるを得ないという結論に至るのは、あまりに性急であり、短絡であります。市民から選ばれた議員として自覚がなさ過ぎるように思います。もう少し自分の気持ちに率直に向き合い、結論を出してもいいのでは

ないでしょうか。こういうように考えております。

以上、議員定数削減の定数は民意の削減に直結し、地方自治における3つの機能を弱体化させるものであるということを重ねて申し上げたいと思います。

さらに、格差社会の中で、ますます市民の暮らしが大変なとき、多様な市民の意見が存在して、要求が渦巻いているとき、議員定数を削減することは、市民に最も身近な議会としてのパイプを細くし、健全な議会としての存在とされないこととなることを憂いているものであります。

岩出市議会において、将来から過去を見て、大きな禍根を残すことになるかと付言しておきたいと思います。

また、さきの請願者に対して、民意に反して、川の流れはとどまることなく、時の流れに従っていくと言われております。

最後に、議会の多数は、世間、ちまたでは非常識であるということを肝に銘じておくべきであります。

よって、私はこの発議第5号について反対をいたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

井神慶久議員。

○井神議員 発議第5号 岩出市議会議員定数条例の一部改正について、私は賛成の立場で討論いたします。

これまでの市行政の取組を見ますと、健全財政の堅持を財政運営の軸とし、経常経費の節減と自主財源の確保に努められ、少数精鋭で行財政改革を推進されています。

議会サイドとしましても、自ら議会運営の能率化、効率化を常に意識することは当然のことです。今後、少子化、高齢化が進展し、人口が減少に向かうことは確実に予測されている中、岩出市においても労働力人口の減少に伴う税収の低下、高齢化に伴う社会保障費の増大など、厳しい財政状況に置かれるであろうことを認識しなければなりません。

議会としましても、効率化を進めていく必要があります、それを考えるとき、定数減少は避けては通れないものではないでしょうか。定数が減少すると、民意の反映、基本政策の立案、行政の監視といった機能が果たせなくなるのではないかとというご意見もごさいます。議員が2名減少すると、議員1人が受け持つ人口は約3,300人から約3,800人になりますが、他市と比較しても多過ぎるものではありません。

議員は、常に市民の声、地域の意見を聞き、尊重した上で、議会の構成員として

責任のある行動をするものであり、様々な市民の意見を集約できるものと考えます。

また、現在、2つの常任委員会を中心として運営を行っている市議会にあっては、現在の委員会当たり8名を7名に構成しても、十分機能を果たせると考えております。かえって少人数のほうが意思決定の能率化が図られるものと考えます。

以上述べました理由により、議会改革につながると考えますので、私は本案について賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論はありませんか。

賛成討論ですか。

三栖議員。

○三栖議員 ちょっと賛成討論の前に、一言エクスキューズをしておきますが、補聴器をご利用になられる方にとっては、マイク越しの大きな声というのは、すごく負担になります。それを身をもって、常日頃感じながら生活している者として、少し聞こえにくいかもしれないですが、抑えめの声で賛成討論をさせていただきます。

議会の機能は、多様な市民の意見を集約する機能のほか、当該自治体の団体としての意思を決定する機能や執行機関を監視する機能とされています。このうち意見集約機能を重視するならば、住民の様々な政治的信条や社会的構成がそこに反映されていることが求められるため、議員として一定の人数を必要とすることは疑いのないところです。

また、議員は、住民代表として広範な意見を集約する機能を有することも重視しなければならず、広範な住民の意向を吸い上げるためには、できるだけ多数の議員がいるほうがよいこととなります。

逆に、団体の意思決定機能を重視するならば、意思決定に関わる人数が少なければ少ないほど合意に至りやすいことから、政策形成の知識を有する少数の議員によって構成される議会が望ましいと考えられます。

一方、監視機能を重視する場合、今現在は委員会中心主義が一般的でありますので、委員会構成にも住民の多様な意見が反映できる一定の人数が必要となり、また、幅広い行政運営の適切なチェックという面からも、多数の議員が必要となります。

つまり、岩出市議会、この議会の今後の在り方が決まっていない。また、人口の大幅な増減がない現在、当市議会のあるべき議員定数を検討することは、少し無理があるとも考えています。

ただ、地方議会の議員定数の議論は、厳しい財政状況を考慮して、削減する方向に傾きがちで、議員定数の削減を求める市民の方々の声が常に一定数あることも事

実です。この削減の圧力は、議会不信によるところも大きいと思います。この議会不信は、ニュース等で度々話題になるほかの自治体の一部議員の不祥事への批判もあるとは思いますが、そもそも議会がどんな活動をしているのか分からないという議会活動への批判が根本にあると感じています。つまりは、あの人数にあれだけの給料を払って、市民のために何かメリットはあるのという不信感だと思っています。

今回の特別委員会では、定数の削減の議論にとどまらず、議会運営の効率化、つまり議会に関わる費用の徹底削減、老若男女、多様な議員構成を実現するための夜間や休日議会の有効性、ICT機器の導入による生産性の向上などなど、待ったなしで議会改革に取り組む方向性も合意形成できたと、個人的には感じています。

岩出市議会は、どんな活動をしているのか分からないと、市民の方々に不信を抱かれないよう、不断の努力、改善を続けてまいる所存でございます。

以上、私が考える市議会の現状と今後の課題等をご説明しましたが、とはいえ、コロナ禍で苦しむ市民の方々にすぐに何かお役に立てることはないかという強い思いから、同規模自治体の議員数では最少に近い14名に議員定数を削減することに賛成をいたします。個人的には、この議員2名分に関わる削減できる費用は、コロナ禍で不安を抱える市民の皆様の直接的な支援に、ぜひともご活用いただきたいと強く望んでおることを申し添えて、賛成討論とさせていただきます。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、発議第5号に対する討論を終結いたします。

発議第5号 岩出市議会議員定数条例の一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

この議決をもって、議員定数に関する調査を終了いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第27 議員派遣について

○田畑議長 日程第27 議員派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣につきましては、会議規則第158条の規定により、お手元に配付のとおり、派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されました。

~~~~~○~~~~~

日程第28 委員会の閉会中の継続調査申出について

○田畑議長 日程第28 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

各委員会委員長から会議規則第104条の規定により、お手元に配付の申出書の写しのとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○田畑議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月16日水曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長　ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月16日水曜、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(11時50分)